

鳥取市庁舎整備に関する 住民投票条例検討会（第8回）

日 時 平成24年1月6日（金）
午後3時～
場 所 本庁舎6階 第1会議室

1 開 会

2 協議事項

- ・鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例（試案）について

3 そ の 他

4 閉 会

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例案策定
にあたっての調査を委託する件（案）

平成 2 4 年 月 日

本議会は、地方自治法第 1 0 0 条の 2 の規定により、次の事項について調査を委託するものとする。

記

- 1 調査事項 現在検討中の鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例（試案）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる「現本庁舎の耐震改修及び一部増築」に関する事項
- 2 調査期間 平成 2 4 年 1 月 日（議決日） ～ 平成 2 4 年 2 月 2 9 日
- 3 調査を委託する者 住所
 氏名

1 調査事項について

＜業務の内容＞

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例（試案）第2条第1項第2号に規定する「現本庁舎の耐震改修及び一部増築」（以下「第2号案」という。）に関し、次の点に留意して調査を行うこと。

- 現地の状況をよく理解、確認したうえで、公平公正な立場で適切に調査を行い、報告書として提出すること。
- 業務の実施にあたっては、特に高度な学識経験を有する者（大学教授等）の監修を受けること。

＜第2号案の概要＞

- 現本庁舎の6階建て部分を耐震改修（免震工法）し、2階建て部分は取り壊す。
- 現本庁舎の6階建て部分については、現状維持を基本とし、設備（空調・給排水）について改修を施す。
- 現在の駐車場の一部に地上4階建ての新第2庁舎を建設し（3,650 m²、免震工法）、現本庁舎と渡り廊下で接続する。
- 150台を収容する半地下駐車場を設け、その上部に広場を設置する。

＜調査内容＞

- 上記「第2号案の概要」に対応する「建築工事費概算」についての検証
- 周辺への影響
- その他、事業実施にあたっての課題・問題点

3 調査を委託する者について

＜12月27日の検討会で出された意見（意見の出た順）＞

- 社団法人鳥取県建築士事務所協会
- 県外の建築士事務所協会等
- 鳥取市職員（この場合は、あくまでも執行部の協力を得て行うものであり、議決は不要）